ソーシャルメディア利用規約

第１条　（目的）

ソーシャルメディア利用規約（以下「本規約」といいます。）は、利用者が日本空港ビルデング株式会社（以下「当社」といいます。）およびそのグループ会社（以下、併せて「当社グループ」といいます。）が運営するソーシャルメディア（以下「本 SNS」といいます。）を利用する際の規約を定めるものです。

第２条　（適用範囲）

利用者は、本SNSを利用するに際しては、本規約が適用されることを承諾するものとします。

なお、当社グループは、利用者の事前の承諾なく、本規約を変更することができるものとします。変更後の本規約は当社グループのウェブサイトに掲載するものとし、掲載により変更の効力を生じるものとします。

第３条　（禁止行為）

本 SNS を利用する場合、以下の行為を禁止いたします。本条に定める禁止行為に該当する投稿、コメント、書き込みであると当社グループが判断した場合、当社グループは、予告なく削除等の対応をするとともに、当該利用者による本 SNS の利用を制限することができるものとし、利用者はこれに異議を述べないものとします。

① 本SNSの運営を妨げる行為
② 他の本 SNS 利用者、第三者、もしくは当社グループに迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
③ 他の本 SNS 利用者、第三者、もしくは当社グループを誹謗中傷し、侮辱し、またはその名誉、信用、プライバシー等を毀損し（他の利用者、第三者、当社グループのメールアドレス、電話番号、住所等個人の特定につながる情報を開示する行為を含みます。）、あるいはその業務を妨害する行為
④ 他の本 SNS 利用者、第三者、もしくは当社グループの商標権、著作権その他知的財産権を侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
⑤ 本SNSの各運営会社が禁止する行為
⑥ 本SNSの趣旨に反する行為
⑦ 当社グループが不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、もしくは、その閲覧を勧誘する行為、または各SNSを通じてファイルのダウンロードをする場所として利用する行為
⑧ 法令・公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
⑨ わいせつ表現にあたる行為
⑩ 犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
⑪ 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する行為
⑫ 当社グループを含む第三者になりすます行為
⑬ その他、当社グループが不適当と判断する行為

第４条　（賠償義務）

利用者が本規約に違反し、または、利用者が本SNSの利用に関連して当社グループ、他の本

SNS 利用者その他第三者に有形無形の損害を与えた場合、当該利用者はその全ての損害を賠償しなければならないものとし、また、他の本 SNS 利用者その他第三者との一切の紛争を自己の責任と負担において解決しなければならないものとします。

第５条　（知的財産権）

当社グループが本 SNS に掲載した内容に関する著作権その他一切の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウを含みますがこれに限りません。）は当社グループに帰属するものとします。

また、利用者は、本 SNS に掲載した内容（文章、写真等を含みますがこれに限りません。）については、当社グループに対して、無償かつ非独占的に使用（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含みます。）する権利を許諾するものとし、当社グループに対して著作権、著作者人格権を行使しないものとします。

第６条　（個人情報）

利用者は、本 SNS に個人情報を掲載しないよう十分に注意するものとします。ただし、個人情報が掲載された場合、その取扱いについては、当社グループのプライバシーポリシーに従うものとします。

第７条　（免責）

当社グループは、本 SNS に掲載された情報について、その内容の真実性、適法性等を保証するものではなく、本 SNS 利用者は自らの責任のもとで法令にもとづきその情報を利用するものとし、その情報を利用したことにより利用者に損害等が発生したとしても、当社グループは一切の責任を負わないものとします。

第８条　（準拠法・裁判管轄）

本規約は、日本法を準拠法とし、日本法にもとづき解釈・適用されるものとします。また、本 SNS 利用者は、本 SNS の利用および本規約に伴う紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第９条　（その他）

当社グループは、利用者が本 SNS に掲載、コメントした内容、あるいは、利用者が本 SNS を通じて当社グループに対して連絡した内容（ダイレクトメッセージの送付を含みますがこれに限られないものとします。）について、利用者への返信コメントその他個別の対応を行う義務を負わないものとします。

付　則

本規約は、2026 年 10 月 29 日より施行する。